

スコープ

クライアントが上場準備費用の賠償を求める

上場申請期末直前の契約解除で監査法人に損害賠償を請求

上場申請を目指していた非公開会社（原告）が同社の上場申請に係る監査を受任した監査法人（被告）に対して、上場申請期の終了間際に監査契約を解除して上場に必要な監査意見を表明しなかったことにより上場準備が全て無駄になったと主張して上場準備費用約3,891万円の損害賠償を求めていた民事訴訟で東京地裁は令和7年6月13日、会社側の訴えを棄却する判決を下していたことが明らかとなった。東京地裁は、監査法人が違法の懸念を示した事項に対して会社側が協議に応じなかったことなどを指摘したうえで、監査契約と一体となる監査約款所定の解除事由があることなどから被告監査法人は損害賠償義務を負うものとは認められないと結論付けている。

監査約款では、業務遂行に誠実に対応しない場合は監査契約を解除可能

新築建売住宅を中心とした不動産販売を行う非公開会社である原告会社は、令和3年11月期までに札幌証券取引所のアンビシャス市場へ上場申請をすることを目標として、平成30年5月に株式上場のための予備調査手続の契約を締結し、被告監査法人が予備調査を実施した。そして原告会社と被告監査法人は、上場申請期直前2期及び上場申請期についての監査証明を取得するため、令和元年

11月期から令和3年11月期までの監査について監査契約を締結するに至った。

その後、原告会社の取締役会は令和3年7月、財務諸表の表記の誤指示及び金融機関への残高確認漏れという監査品質管理上の問題点があるとして、令和4年11月期の監査につき被告監査法人を不再任とすること及び令和3年11月期にアンビシャス市場へ上場申請することを断念することを決定した。

〔表〕監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」

- | | |
|------|---|
| 19項 | 監査人は、違法行為が疑われる場合、……当該事項について適切な階層の経営者、及び必要に応じて監査役等と協議しなければならない。 |
| 20項 | 監査人は、違法行為の疑いに関して十分な情報を入手できない場合、十分かつ適切な監査証拠が入手できることによる監査意見への影響を評価しなければならない。 |
| 22項 | 監査人は、監査の実施過程で気付いた違法行為又はその疑いに関連する事項を、……監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。 |
| A24項 | 監査人は特定の状況において、違法行為が財務諸表にとって重要でない場合でも、……監査契約の解除を検討することがある。例えば、その状況において監査人が必要と考える適切な是正措置を経営者又は監査役等が講じない場合や、違法行為又はその疑いにより経営者や監査役等の誠実性に疑義が生じる場合などが含まれる。 |

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい